

福井市野球連盟 学童野球 内規

近年の少子化傾向により、小学校児童数の減少や、一部の学童野球チーム（以下チーム）の指導者による体罰等の諸問題によって、チーム活動が困難となることも考えられるため、福井市野球連盟 学童野球（以下学童）として新たに内規事項を設け、学童がより一層、活動しやすい環境作りを目指し、今後の指針とする。

I ・ 基本方針

福井県軟式野球連盟発行の、学童野球遵守事項の記載事項を基本とする。

II ・ 廃部、及び、休部について

チーム部員の減少により、チーム活動が困難となった場合、該当チームの監督、指導者及び保護者の同意が得られた時は、書面（様式1）にて学童事務局へ報告すること。
学童理事会で協議し、支部長の承認を得て、廃部又は休部とする。

① 廃部

チームを完全に解散する事。その後、新たな体制で新規部員を募集し、登録可能人数となっても当該年度（4月～翌年3月）の間は、登録を受け付けない。

○ 廃部チーム部員の処遇について

廃部チームの部員については、Iの基本方針に基づき隣接チームへの移籍を認める。

廃部チームが新体制で再結成されても、移籍した部員については、元のチームへの復帰はしなくてもよい。

廃部チームより、移籍について打診があった隣接チームは部員の受け入れに、誠意を持って協力すること。

② 休部

部員数が登録規定人数に達するまでは、各大会への参加は出来ない。各大会の登録締切日までに、新部員の加入により、規定通りの登録が完了すれば、大会への参加は認められる。

休部となっても、年度初めに納付すべき、県登録料、年会費、協賛金、特別会費は、納めなければならない。

○ **休部チーム部員の処遇について**

休部チームの部員については、他のチームへの移籍は認めない。
I の基本方針に基づいた隣接チームの好意と同意があれば、練習への参加は出来るが、新部員の獲得と、再登録する事が本筋と思われるので、休部チームグラウンドでの活動が、部の存続のためにも望ましい。

III・ 休部、廃部届書の提出（様式1）

上記のいずれの場合でも、学童事務局へ、休部、廃部届書を提出すること。又、再登録可能となった時にも、学童事務局へ報告し、学童理事会及び、支部長の承認を得ることとする。学童の承認の無い移籍（チーム同士や指導者及び保護者間で進められた移籍）については、理由の如何を問わず、移籍した選手の登録や大会参加は認めない。

部員数が少人数のチームにおいて、選手層の理由や、チーム内の問題による、休部・廃部とするような行為は、厳に慎まなければならない。

IV・ 監督の届出（様式2）

市内チームの監督交代時や、休部・廃部から再登録時において新監督予定者は、学童野球監督会へ就任を届け出ると同時に学童事務局にも書面にて届け出ること。

V・ 学童野球チームの無い小学校児童について

- ① 学童野球チームの無い小学校児童で、チームへの加入希望があった場合は、I の基本方針に基づき、学童理事会で協議し支部長の承認を得なければならない。各チームの監督は、加入希望者が有れば、学童事務局へ申し出ること。
- ② 附属小児童については、該当児童の居住住所のチームへの加入を推奨する。

VI・ その他

以上の各項目に該当しない疑義が生じた場合は、その都度、学童理事会にて協議し、支部長の承認を得ることとする。

平成 25 年 12 月 17 日